

職業能力開発局関係

職業能力開発局所管の分科会における審議状況 (平成 28 年 3 月 25 日以降)

○第 10 次職業能力開発基本計画について【別紙 1】

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間にわたる職業能力開発施策の基本方針を示した「第 10 次職業能力開発基本計画」について、第 97 回職業能力開発分科会（3 月 29 日）において、諮問を受け審議。「妥当」と認めるとの答申がなされた。

○求職者支援制度の今後のあり方について【別紙 2】

第 94 回職業能力開発分科会（11 月 26 日）において取りまとめられた「求職者支援訓練の今後のあり方について（職業能力開発分科会報告書）」に基づき、就職率実績に関する基準の見直し、育児中の者等に対する短時間訓練の設定及び訓練施設内保育実施奨励金の新設などを内容とした職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について、第 97 回職業能力開発分科会（3 月 29 日）において、諮問を受け審議。「妥当」と認めるとの答申がなされた。

○熊本地震への対応に係る政省令改正について【別紙 3 - 1、2】

熊本地震への対応として、職業能力開発施設等の施設整備等に関する国庫負担率を引き上げることとする雇用保険法施行令の一部を改正する政令案要綱及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱について、第 98 回職業能力開発分科会（6 月 30 日）において、諮問を受け、審議。「妥当」と認めるとの答申がなされた。

○職業能力開発局の 2015 年度の実績評価及び 2016 年度の年度目標について【別紙 4】

職業能力開発局の 2015 年度の実績目標及び 2016 年度の年度目標について、第 98 回職業能力開発分科会（6 月 30 日）において審議し、了承された。

○その他【別紙5-1、2】

- ・雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について

キャリア形成促進助成金の拡充を内容とする省令案要綱について、第97回職業能力開発分科会（3月29日）において、諮問を受け、審議。「妥当」と認めるとの答申がなされた。

- ・雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する告示案要綱について

情報通信技術に関する資格取得を目標とした教育訓練を新たに専門実践教育訓練の対象とする告示案要綱について、第97回職業能力開発分科会（3月29日）において、諮問を受け、審議。「妥当」と認めるとの答申がなされた。

【参考】 分科会開催実績

- ・ 職業能力開発分科会 3/29、6/30

人口減少社会、グローバル化の進展、AI、ビッグデータ等を背景として、ビジネス環境・就業環境が変化する中、人々が能力を高め、その能力を存分に発揮できる全員参加の社会と人材の最適配置を同時に実現し、我が国経済を量の拡大と質の向上の双方の観点から成長させる「生産性向上に向けた人材育成戦略」として、職業能力開発施策の基本的方向を定める。

今後の方向性

生産性向上に向けた人材育成の強化

国、企業、民間教育訓練機関、学校等の教育訓練資源を効果的に活用し、国全体の人材育成の抜本的な強化を図る

【第3部の1】

「全員参加の社会の実現加速」に向けた職業能力底上げの推進

女性・若者・中高年齢者・障害者等、全ての人材が、その能力を存分に発揮できる「全員参加の社会」の実現加速に向け、個々の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供し、一人一人の能力の底上げを図る

【第3部の2】

産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進

様々な主体が有機的なネットワークでつながり、地域特性や、産業ニーズを反映した人材育成を、地域レベルで実施していく

【第3部の3】

人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開

人材の最適配置を図るとともに、個々の労働者の能力を最大限に活かすため、職業訓練制度や職業能力評価制度を車の両輪とした労働市場インフラの戦略的展開を図る

【第3部の4】

今後の職業能力開発の基本的施策の展開

- 専門実践教育訓練給付制度等におけるIT分野の講座拡充検討、IT分野に関する職業訓練の推進等
- 国家資格化されたキャリアコンサルタントの質の保証や専門性向上、セルフ・キャリアアードックの導入の推進、教育訓練給付制度の周知・普及、等
- グローバル人材育成等のためのキャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金による訓練機会の確保、教育訓練休暇制度等の導入に取り組む企業への支援、認定職業訓練制度の活用促進 等

【第4部の1】

- 育児等と両立しやすい短時間訓練コースの設定、訓練受講の際の託児支援サービスの提供
- 児童・生徒等への職場体験等の支援、就業経験の少ない若者に対する日本版デュアルシステムや雇用型訓練の推進、地域若者サポートステーションにおける二トや高校中退者等への支援の強化
- 中高年の職中のキャリアアップや再就職に向けた支援
- 障害者の特性やニーズに応じた訓練の実施
- キャリアアップ助成金、雇用型訓練等による非正規雇用労働者の支援 等

【第4部の2】

- 産学官が連携した地域コンソーシアムの構築、就職可能性を高める職業訓練コースの開発・検証
- 企業や地域の多種多様なニーズに対応した新たな人材育成プログラムの開発等の支援
- 地域訓練協議会における多様な産業のニーズの把握、産業界や地域のニーズを反映した職業訓練の実施分野及び規模の設定
- 教育訓練機関への訓練指導員派遣等による連携の強化 等

【第4部の3】

- 我が国の産業・職業構造の中長期的な変化を見据えた人材ニーズの把握
- 総合的な訓練計画の策定、職業訓練におけるeラーニングの導入検討や、最先端の技術革新やグローバル化に対応した人材育成
- 対人サービス分野を重点とした技能検定の整備、認定社内検定の普及促進等による職業能力評価制度の構築
- ジョブ・カードの活用促進
- 企業における人材育成投資の促進
- 地域の職業能力開発行政の拠点としての都道府県労働局の機能強化 等

【第4部の4】

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

1. 訓練の認定基準の改正

(1) 過去に行った認定職業訓練の就職率実績に関する基準の改正【第2条第1号関係】

① 就職率の算定対象 : イ) 65歳以上の者については就職率の算定対象から除外とすることとする。
ロ) 除外する連続受講の対象者に基礎コースから実践コースへの連続受講を加える。

② 就職率の水準 : 過去3年間で2回以上下回ると不認定となる水準について、連続する3年間で2回下回った場合、まず1年間の欠格とし、1年間の欠格の後、再び連続する3年間で2回下回った場合、永年欠格とする。

(2) 訓練期間及び時間に関する基準の改正【第2条第5号及び第6号関係】

① 訓練期間 : 基礎コースについて、2ヶ月以上4ヶ月以下の期間で設定することとする。

② 訓練時間 : 育児中の者等に対する求職者支援訓練については、1日4時間以上の訓練を設定できることとする。

(3) 社会人スキル科目の充実に伴う改正【第2条第13号、第14号及び第18号関係】

社会人スキルを委託する場合、講師等を備えること、欠格要件に該当する者がいないことを要件とするなど、所要の整備を行う。

2. 認定職業訓練実施奨励金の改正(第8条第5項関係)

訓練施設内保育実施奨励金を新設し、特定求職者等が養育する小学校就学の始期に達するまでの子について保育施設を運営する事業を自ら行い、又は他者に委託して行う場合に、その事業に要した経費について、児童1人につき1月当たり66,000円を限度として支給する。

3. 職業訓練受講給付金の改正(第12条の2関係)

寄宿手当を新設し、特定求職者が認定職業訓練等を受けるため同居の配偶者等と別居して寄宿する場合に、給付金支給単位期間当たり10,700円を支給する。

4. 震災特例の延長について(附則第3条及び第3条の3関係)

附則第3条及び第3条の3の特例について、平成29年3月31日まで延長する。

5. 建設分野の特例について(附則第3条の4関係)

平成28年10月1日から平成32年3月31日までの間に開始される職業訓練のうち、労働安全衛生法第76条第1項の技能講習(小型移動式クレーン、フォークリフト、車両系建設機械又は玉掛けに係るものに限る。)の修了資格の取得に係る内容を含む基礎訓練(道路交通法第85条第1項に規定する大型特殊免許の取得に係る職業訓練を併せて行うものを含む。)については、奨励金の額を、1月当たり10万円とする。

6. 施行期日

平成28年10月1日 ※1. (1)①イ)、1. (1)②及び4. は平成28年4月1日施行。

雇用保険法施行令の一部を改正する政令案の概要

別紙3-1

【制度の概要】

都道府県が設置する公共職業能力開発施設（職業能力開発校、職業能力開発短期大学校等）の施設の建替や改修、設備の整備に係る経費等について補助（補助率1/2）を実施。

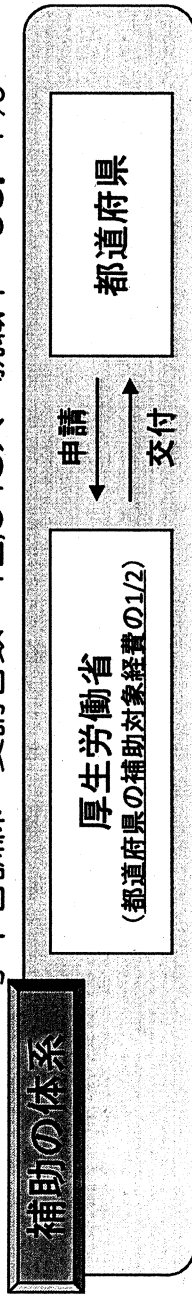
補助対象施設数（H28.4.1現在）：全国170施設

（内訳 職業能力開発校150施設、職業能力開発短期大学校14施設、障害者職業能力開発校6施設）

・平成26年度実績：離職者訓練 受講者数 10,108人 就職率 76.4%

在職者訓練 受講者数 51,137人

学卒者訓練 受講者数 12,648人 就職率 95.7%



【改正内容】

平成28年熊本地震により著しい被害を受けた都道府県立職業能力開発校等の円滑な運営を確保するため、その施設又は設備の災害復旧に要する経費について、国から県への補助率を1/2から2/3に引き上げる特例を定めるもの。

特例の対象

平成28年熊本地震に係る災害救助法が適用された市町村に設置された公共職業能力開発施設の施設・設備の災害復旧に要する経費。
 具体的な施設は、以下の2か所。

- ・熊本県立技術短期大学校（菊池郡菊陽町大字原水4455-1）
- ・熊本高等技術訓練校（熊本市幸田1-4-1）

国の補助率の引き上げ

国 → 県	
現行	1/2
改正案	2/3

【施行日】 公布日

認定訓練助成事業費補助金の改正(熊本地震関連)

別紙3-2

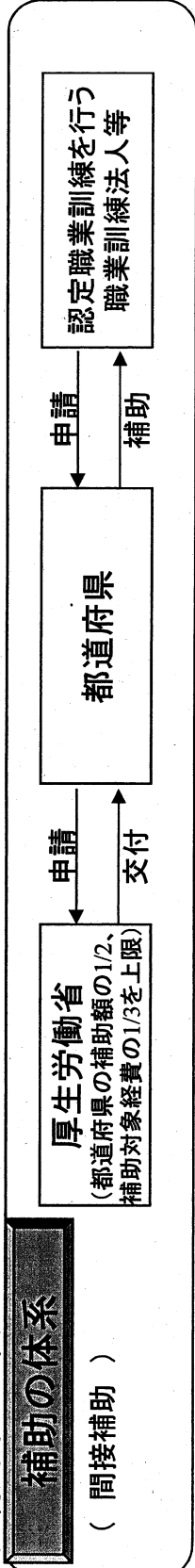
【制度の概要】

1 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主等の行う職業訓練のうち一定水準を満たしたものを都道府県知事が認定したものである。
 (職業能力開発促進法第13条、第24条)。(平成26年度実績: 施設数...1, 131施設、訓練生数...約21万7千人)

2 認定職業訓練への補助

認定職業訓練を行う能開法第13条に規定する職業訓練法人等を対象に、助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1/2(補助対象経費の1/3が上限)を補助(運営費、施設費、設備費の3種類)。(雇用保険法施行規則第123条)



【改正内容】 ※平成28年度における暫定措置

熊本県熊本地方を震源とする地震により被害を受けた認定職業訓練校の円滑な運営を図るため、その施設又は設備の災害復旧に要する経費に対する補助について、国1/3、県1/3の負担割合を国1/2、県1/4に改める。
 (国から県への補助率を1/2から2/3に引き上げる。)

特例の対象

災害救助法適用市町村に所在する認定訓練助成事業費補助金の対象となる職業訓練法人等が設置する認定訓練施設・設備の災害復旧に要する経費。

国の負担割合の引き上げ

	国	県
現行	1/3	1/3
改正案	1/2	1/4

【施行日】 公布日

2015年度 職業能力開発分科会における目標と実績評価について

項目	2014年度実績	2015年度目標	2015年度実績
①ニートの縮減（サポステによるニート等の就職者数）	20,106人 ※1	17,000人 ※2	15,479人 ※2
②ジョブ・カード取得者数 ※3	19.5万人 （新規取得者数）	23.2万人 （新規取得者数）	18.8万人（速報値） （新規取得者数）
③公共職業訓練（離職者訓練）（終了3ヶ月後の就職率）※4	施設内訓練：83.2% 委託訓練：74.2%	施設内訓練：80% 委託訓練：70%	施設内訓練：84.9% 委託訓練：73.2% （速報値）
④求職者支援制度による職業訓練（終了3ヶ月後の就職率）※5	基礎コース：53.0% 実践コース：57.6%	基礎コース：55% 実践コース：60%	基礎コース：54.8% 実践コース：60.4% （速報値）

※1 当該年度の就職等進路決定者数

※2 当該年度の就職者数

※3 教育訓練機関、ジョブ・カード制度総合サイト等を通じたジョブ・カード作成者数（2015年9月までは登録キャリアコンサルタント等がジョブ・カードを交付した数）

※4 ・ 2014年度実績は、2014年度中に終了したコースの訓練終了3か月後の実績。2015年度実績は、施設内訓練が2015年12月末までに終了したコースの訓練終了3か月後の実績、委託訓練が2015年11月末までに終了したコースの訓練終了3か月後の実績

・ 公共職業訓練の就職率＝就職者数÷修了者数

※5 ・ 2014年度実績は、2014年度中に開講し、2014年度中に終了したコースの訓練終了3か月後の実績。2015年度実績は、2015年4月から開講し、2015年9月末までの間に終了したコースの訓練終了3か月後の実績

・ 基礎コース：就職率は、目標設定年度に開始した求職者支援制度による職業訓練の修了者等（次の訓練受講中の者及び受講が決定した者を除く。）に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合

・ 基礎コースの就職率＝就職者数÷（修了者数－次訓練受講中・次訓練受講決定者数）

・ 実践コース：就職率は、目標設定年度に開始した求職者支援制度による職業訓練の修了者等に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合

・ 実践コースの就職率＝就職者数÷修了者数

① ニートの縮減（サポステによるニート等の就職者数）について

サポステの支援による就職者数は、2015年度の目標17,000人に対して、実績は15,479人となり、目標を下回る実績となった。

この要因は、雇用対策としての重点化を図る観点から目標の対象を雇用保険被保険者になり得る就職者に限定したことに加え、雇用失業情勢の改善や、2015年3月から開始した登録時におけるハローワークとの連携の仕組みが当初十分に定着していなかったこと等から、2015年度の登録者数が約20%減少したためと考えられ、就職率（対象年度の登録者数に対する就職者数の割合）

は4.9%ポイント改善したものの、就職者数の目標は下回る結果となった。

今後は、積極的な利用者の開拓を行うとともに、地域に根ざしたよりきめ細かな質の高い就職支援、より一層の効果的・効率的な事業運営を図り、実績の向上を目指す。

② ジョブ・カード新規取得者数について

ジョブ・カード新規取得者数は、2015年度の目標の23.2万人（2014年度の実績に対して約1割増）に対して、実績（速報値）は18.8万人（前年同期比3.5%減）となっており、目標の達成は困難な状況である。

この要因としては、2014年度と比較して、職業訓練受講者以外の者におけるジョブ・カードの活用は増加したものの、若者チャレンジ訓練の新規訓練開始の終了、求職者支援訓練の受講者の減少等により、職業訓練の受講に伴うジョブ・カード取得者が減少したことのほか、2015年10月からの新制度移行を控え、それまでの間の旧制度についての周知・広報に制約があったこと等によるものと考えられる。

ジョブ・カードの取得については、これまでその大半が職業訓練を通じてのものであったが、2015年10月よりジョブ・カードを「生涯を通じたキャリアプランニング」及び「職業能力証明」のツールとして見直したことにより、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動等、職業訓練以外の場面での活用促進を図っていくこととしているため、今後は関係省庁、関係機関等との連携も強化し、より一層活用好事例の開拓、普及を行うこと等によりジョブ・カードの作成実績の向上を図る。

③ 公共職業訓練（離職者訓練）の就職率について

公共職業訓練（離職者訓練）の就職率は、2015年度の目標は施設内訓練が80%、委託訓練が70%に対して、実績（速報値）は施設内訓練が84.9%、委託訓練が73.2%となっており、目標を上回る実績となった。

年度目標を上回った主な要因は、求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、訓練実施機関・ハローワーク等との連携による就職支援等の取組の推進が有効であったためと考えられる。

今年度も、引き続き求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、訓練実施機関・ハローワーク等との連携による就職支援等の取組を実施する他、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」の活用推進等、訓練の質の確保や訓練効果の維持・向上を図る。

④ 求職者支援制度による職業訓練の就職率について

求職者支援制度による職業訓練の就職率は、2015年度の目標は基礎コース

が55%、実践コースが60%に対して、2015年9月までに終了した訓練コースの終了3ヶ月後の実績(速報値)は、基礎コースが54.8%、実践コースが60.4%であり、基礎コースが目標をやや下回っているが、年度前半に開講したコースの値であり、例年、年度当初よりも年度後半にかけて就職率が上昇する傾向にあることを鑑みると、就職支援をより一層強化することで、目標水準に達することが期待できると考えられる。

今年度も、引き続き求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、ハローワークとの連携による就職支援の取組を実施する等、目標達成を目指し取組を進めていく。

目標一覧（2016年度）

項目	2015年度実績	単年度目標 (2016年度)	中期目標値 (2020年度)
①ニートの縮減 (サポステによるニート 等の就職率)	15,479人 ※1 就職者数 (就職率は57.2%)	60% ※2 就職率	10万人(就職等進路決定者数) ※2011年度～2020年度の 10年間の累計 (参考:2015年度までの 総計83,035人)
②ジョブ・カード作成者 数 ※3	18.8万人 (速報値)	23.2万人	300万人 ※2008年度～2020年度の 13年間の累計取得者数 (参考:2015年度までの累計取 得者数147.2万人(速報値))
③公共職業訓練(離職 者訓練)の就職率 ※4	施設内訓練:84.9% 委託訓練:73.2% (速報値)	施設内訓練:80% 委託訓練:70%	施設内訓練:80% 委託訓練:65%
④求職者支援制度によ る職業訓練の就職率 ※5	基礎コース:54.8% 実践コース:60.4% (速報値)	基礎コース:55% 実践コース:60% (2014年度以降は雇 用保険適用就職率)	—
⑤技能検定受験合格者 数(延べ数)	集計中 (参考: 2014年度27.5万人)	25万人	725万人 ※制度創設時～2020年度まで の累計のべ合格者数 (参考:2014年度までの 累計合格者数574万人)

※1 サポステによるニート等の就職者数:地域若者サポートステーション利用者のうち雇用保険被保険者資格を取得し得る者が対象

※2 サポステによるニート等の就職率=対象年度の登録者数に対する就職者(雇用保険被保険者資格を取得し得る者)数の割合
なお、中期目標達成に向けての就職者数は15,000人程度を見込んでいる

※3 ジョブ・カード作成者数:教育訓練機関、ジョブ・カード制度総合サイト等を通じたジョブ・カード作成者数

※4 公共職業訓練の就職率:目標設定年度の離職者訓練の修了者等(1か月以下のコースは除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合

公共職業訓練の就職率 = 就職者数 ÷ 修了者数

※5 求職者支援制度による職業訓練の就職率:求職者支援訓練の修了者等(基礎コースは、他の訓練受講中の者及び受講が決定した者を除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合

基礎コースの就職率=就職者数÷(修了者数 - 次訓練受講中・次訓練受講決定者数) 実践コースの就職率=就職者数÷修了者数

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

○ キャリア形成促進助成金の助成メニューを4類型（雇用型訓練コース・重点訓練コース・一般型訓練コース・制度導入コース）に整理統合するとともに、企業内人材育成推進助成金を統合する。

<27年度>

《キャリア形成促進助成金》

政策課題対応型訓練	若年人材育成コース
	成長分野等人材育成コース
	グローバル人材育成・承継コース
	熟練技能育成・承継コース
	中長期的キャリア形成コース
	育休中・復職後等能力アップコース
	認定実習併用職業訓練コース
	自発的職業開発コース
ものづくり人材育成訓練	
一般型訓練	
団体等実施型訓練	

<28年度>

《キャリア形成促進助成金》

重点訓練コース	若年人材育成訓練
	成長分野等・グローバル人材育成訓練
	熟練技能育成・承継訓練
	中長期的キャリア形成訓練
	育休中・復職後等人材育成訓練
雇用型訓練コース	特定分野認定実習併用職業訓練（新規）
	認定実習併用職業訓練
	中高年齢者雇用型訓練（新規）
一般型訓練コース	一般企業型訓練
	一般団体型訓練
制度導入コース	教育訓練・職業能力評価制度
	セルフ・キャリアアップ制度（拡充）
	技能検定合格報奨金制度
	教育訓練休暇等制度（拡充）
	社内検定制度（新規）
	事業主団体助成（拡充）

《企業内人材育成推進助成金》

個別企業助成コース	教育訓練・職業能力評価制度
	キャリアコンサルティング制度
	技能検定合格報奨金制度
事業主団体助成コース	

専門実践教育訓練の対象となる情報通信技術に関する資格取得を目的とした教育訓練について

指定基準

別紙5-2

(課程レベルの要件)

① 情報通信技術に関する資格のうち中長期的なキャリア形成に資するものとして職業能力開発局長が定める基準(※)に該当するものの取得を訓練の目標とする課程であること

※ 目標とする資格のレベルが、当該資格を用いて独力で職務を遂行できる基準(ITスキル標準(ITSS)(注)レベル3以上)に達していること
 (注) 経済産業省により公表されている各種IT関連サービスの提供に必要とされる能力の分野・水準を明確化・体系化した指標

② 教育訓練の時間が120時間以上かつ期間が2年以内であること
 (講座レベルの要件)

① 目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるもの ※ 資格の受験率: 80%以上、合格率の平均合格率以上、就職(在職)率: 80%以上

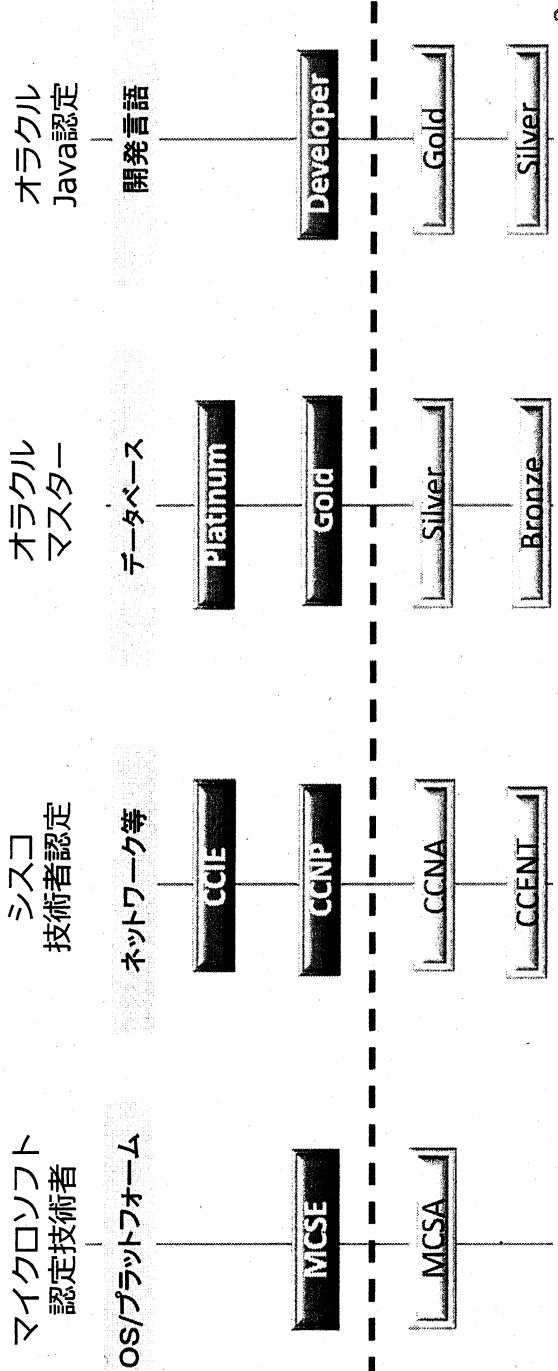
(参考) 指定に係るスケジュール

・平成28年4月中下旬から5月中下旬まで指定希望の申請受付を行い、7月末に平成28年10月指定講座を決定(通知・公表)。最速で同年10月より指定講座が開始される予定。

<ITSSレベル>

レベル5~7 企業内~世界のハイエンドプレーヤ
レベル4 後進育成に貢献するハイレベルプレーヤ
レベル3 要求された作業を全て独力で遂行
レベル2 指揮の下に、要求された作業を担当
レベル1 最低限必要な基礎知識を有する

<具体的なIT資格(例)>



(資料出所)「ITスキル標準V3 2011」((独)情報処理推進機構、経済産業省)、
 「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」(NPO法人スキル標準ユーザー協会)等より厚生労働省作成

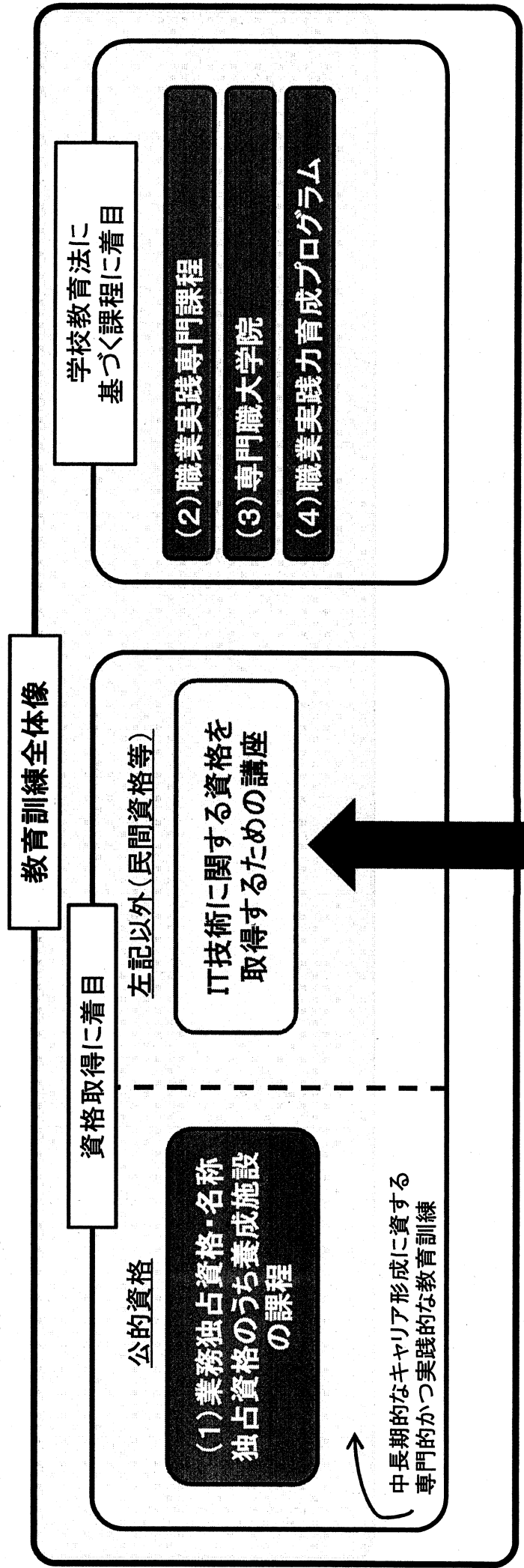
(参考) 情報通信技術に関する資格取得を目的とした教育訓練の追加の考え方等について

○ IT専門検討会議での検討を踏まえ、専門実践教育訓練の対象として、以下の観点から、一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目的とした教育訓練を指定対象に追加することとはどうか。

(追加の観点)

- ・生産性向上等の観点から情報通信技術の活用が求められていること等を背景に、情報通信技術に係る高度人材が求められていることから、情報通信技術を有する者(職業分類上の情報通信処理技術者等)は全産業における雇用拡大が見込まれること
- ・情報通信技術を有する者の人手不足が深刻化していること
- ・情報通信技術に関する資格について、技術革新の早さ等の影響を特に受ける本分野の特性を反映し、実務に直結する専門分野・担当業務の知識・技術の習得には、ITベンダー企業により提供される民間資格が多く活用されていること

<専門実践教育訓練の位置づけイメージ>



※上記課程類型のうち、就職率等の一定要件を満たす講座が対象

